

3. チェックシート

本市では、申請の種別に応じ、チェックシートを作成し、これにより受付等の事務を行っています。申請に際しては、チェックシートにより必要図面等を確認していただき、法第33条、指導要綱、市技術基準及び県技術マニュアルに基づき設計してください。

●目 次

名 称	条 項	ページ	摘 要
公共施設管理者との協議申出書	法32	44	●変更許可に係る場合についても、法第32条、法第33条及び第29条の場合を参考に確認してください。 ●優良宅地認定申請書は、規模に応じ、指導要綱又は法第32条に準拠して確認してください。
開発事業届出書	指導要綱	46	
開発行為許可申請書	法29	47	
開発許可基準	法33	49	
建築等承認申請書	法37-①	52	
予定建築物等以外の建築等許可申請書	法42-1	53	
建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	法43-1	54	
地位承継届出書、地位承継承認申請書	法44、45	55	
都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請（適合証明）	則第60条	56	

- 44 -

★公共施設管理者との協議申出書チェックシート

提出書類	明示事項	確認事項・添付書類
排水施設計画 平面図 (土地利用と併用可能)	☐ 区域赤枠 ☐ 雨水排水区域の区域界 (必要に応じて) ☐ 場内雨水の流れ方向 (一敷地利用の場合) ☐ 排水施設 (雨水、汚水) の位置、種類、寸法、勾配、流れ方向 ☐ 放流先の名称、位置、寸法、流れ方向 ☐ 吐口の位置、種類	☐ 油水分離槽の設置 駐車場目的 集合住宅、店舗、工場等目的 ☐ 排水計算書 ☐ ガケ、擁壁の排水処理
給水計画平面図 (排水平面と併用可能)	☐ 給水施設 (新設、既存) の位置、内径 ☐ 消火栓、防火水槽の位置	☐ 給水計算書
ガケ擁壁断面図 (1/50~1/20縮尺) 以下同様	☐ ガケの高さ、勾配、土質、保護方法、造成前の地盤面 ☐ 擁壁の種類、寸法、勾配 ☐ 裏込めコンクリート ☐ 擁壁の前後の地盤面 (隣地)、根入れ深さ ☐ 水抜き穴の寸法、間隔	☐ CB積み等詳細図 (ガケに該当しない部分) ☐ 擁壁安定計算書 (大臣認定の写し) ☐ 既設擁壁種類等明示 (安定検討)
道路横断図	☐ 道路幅員、横断勾配、路面・路盤詳細、道路側溝の位置、形状、寸法 ☐ 人孔の形状、埋設管の位置・形状、柵と取付管の位置・形状、占用物	☐ 歩道整備基準への適合 (ユニバーサルデザイン)
道路縦断図 (1/500~1/100縮尺)	☐ 道路記号、測点、計画高、地盤高、勾配、距離	
排水施設構造図 (1/50~1/20縮尺) 以下同様	☐ 排水施設 (開渠、暗渠、人孔、吐口、柵) の構造詳細図 ☐ 柵の泥だめ ☐ 調整池詳細図 (平面、断面、擁壁、オフィス等) ☐ 汚水処理場	☐ 容量計算書 (調整池) ☐ 構造計算書 (調整池) ☐ 容量計算書 (処理場) ☐ 雨水浸透阻害行為計算書 ☐ 雨水浸透阻害行為許可書
流末水路構造図	☐ 放流先排水路と放流口の構造詳細図	
下水道縦断図 (道路縦断図と併用可)	☐ 人孔位置・寸法、測点、排水管の種類・管径、勾配、地盤高・管底、土被り	☐ 雨水 (合流管含む) ☐ 汚水
施設詳細図	☐ 公園詳細図 (平面、断面、排水計画、遊具) ☐ 防火水槽詳細図 ☐ その他 ()	☐ 公園の出入口2か所以上 ☐ ユニバーサルデザインへの適合
防災工事平面図 (原則1ha以上)	☐ 区域界柵板 ☐ 仮設沈砂池と排水計画、防災施設の位置、形状、寸法 ☐ 構造図	
建築計画図 (1/200~1/100縮尺)	☐ 建築平面図 (用途、寸法) ☐ 床面積求積表 (必要な場合) ☐ 立面図	☐ 都計用途との整合
その他	☐ 歩道加工詳細図 ☐ 農転手続きの確認 ☐ ()	※ユニバーサルデザイン ※市街化区域以外は要調整
※市街化調整区域の場合	☐ 必要図書については、県ハットブック参照、又はあらかじめ確認してください。	☐ 法第34条 号該当 提案基準 ()

★開発事業届出書チェックシート

提出書類	明示事項	指示事項
届出書	☐ 未記入箇所の有無	☐ 正副2部
位置図	☐ 都計道路入り都計図へ区域赤枠 ☐ 排水経路（青線明示） ☐ 特定都市河川流域	☐ 都計用途との整合 ☐ 文化財有りは生涯学習課へ ☐ 農用地除外 ☐ 通学路の状況
公図 (インターネット版不可)	☐ 区域赤枠 ☐ 赤道、青道明示 ☐ 地権者明示	☐ 集合図 ☐ 原本
土地登記簿謄本 (インターネット版不可)	☐ 土地登記簿謄本 ☐ 地番表（3筆以上の場合）	
境界確定協議書	☐ 民・民 ☐ 官・民も済なら添付	
排水同意書等 (原則、一次放流先で判断)	☐ 一次放流先同意書 ☐ 排水協議録 ☐ 不要	※ ☐ 農業用水路 ☐ ため池 一次 ☐ 側溝 ☐ 暗渠 ☐ その他（ ）
周辺関係者説明	☐ 周辺関係者説明要領を指導	☐ 地縁団体等地元への説明
土地利用計画図 (1/500~1/100縮尺) 以下同様	☐ 区域赤枠 ☐ 予定建築物の用途、床面積、階数、戸数 ☐ 道路の形状、幅員 ☐ 公園又は緑地（3,000㎡以上）	☐ 駐車場確保 戸建て住宅各2台、共同住宅各1台以上 店舗等——規模に見合う駐車場等 ☐ ごみ一時集積所の確保
造成計画平面図 (土地利用と併用可能)	☐ 区域赤枠 ☐ 断面線（最低、縦横） ☐ 計画高 ☐ 切土(黄)、盛土(赤)の色分け ☐ ガケ（法面）、擁壁の位置、形状、高さ ☐ 区域内外の道路幅員、勾配、角きり長 ☐ 区域外施工箇所	☐ 区域外施工同意
造成計画断面図	☐ 区域境界 ☐ 切土(黄)、盛土(赤)の色分け ☐ 造成前後の地盤面、地盤高	
排水施設計画平面図 (土地利用と併用可能)	☐ 区域赤枠 ☐ 場内雨水の流れ方向 ☐ 排水施設(雨水、汚水)の位置、種類、流れ方向 ☐ 放流先排水路の位置、流れ方向、寸法	☐ 油水分離槽の設置 駐車場目的 集合住宅、店舗、工場等目的
ガケ擁壁断面図 (1/50~1/20縮尺) 以下同様	☐ ガケの高さ、勾配、保護方法、造成前の地盤面 ☐ CB積等詳細図（擁壁設置不要の場合） ☐ 擁壁の種類、寸法、前後の地盤面、根入れ深さ ☐ 水抜き穴の寸法、間隔	☐ 擁壁安定計算書 (大臣認定の写し) ☐ 既設擁壁種類等明示 (安定検討)
排水施設構造図 流末水路構造図 (1/50~1/20縮尺) 以下同様	☐ 桝の泥だめ ☐ 桝から側溝等への取付詳細図 ☐ 下水道縦断図（工法図、人孔詳細図） ☐ 排水路詳細図 ☐ 放流先排水路と放流口の構造詳細図	☐ 排水計算書 ☐ 雨水浸透阻害行為計算書 ☐ 雨水浸透阻害行為許可書
その他必要図書	☐ 設計説明書 ☐ 道路横断図（幅員、勾配、舗装構成） ☐ 道路縦断図（必要に応じて） ☐ 公園平面図及び詳細図	※公共施設がある場合 又は宅地分譲の場合
	☐ 求積図（宅地、公共施設別） ☐ 給水計画平面図	※宅地分譲の場合 ☐ 区画面積は原則として165㎡以上
	☐ 農転手続きの確認	市街化区域以外是要調整

★開発行為許可申請書（市許可）チェックシート（□29条 □35条の2）

項 目	必 要 図 書	備 考	
申請書	☐ 未記入箇所のチェック	正副2部	
添付図書	☐ 法第32条添付図書の確認	32条協議書で確認	
公共施設管理者の 同意書 (同管理予定者との 協議)	☐ 市（同意書、協議経過書） ☐ 国有財産法（用途廃止） ☐ 河川法（工事承認、占用等） ☐ 道路法（工事承認、占用等） ☐ 農地法（国有農地、開拓財産の売渡） ☐ 義務教育施設の設置義務者 ☐ 水道事業者 ☐ 一般電気事業者 ☐ 一般ガス事業者 ☐ 鉄道事業者・軌道経営者	 国・県 施行令第23条	
国有地の払い下げ	☐ 国有地（財務省所管普通財産）	同申請書の写し	
資金計画書	☐ 収支計画書 ☐ 年度別資金計画	自己業務用1ha以上 その他用	
資力・信用	☐ 申告書 ☐ 納税証明書（所得税又は法人税） ☐ 納税証明書（事業税） ☐ 法人登記簿（個人は住民票） ☐ 事業経歴書 ☐ 宅地建物取引業の免許の写し ☐ 貸借対照表 ☐ 損益計算書		
工事施行者の能力	☐ 申告書 ☐ 納税証明書（所得税又は法人税） ☐ 納税証明書（事業税） ☐ 法人登記簿（個人は住民票） ☐ 事業経歴書 ☐ 建設業の登録証明書		
設計者資格証明書	☐ 証明書 ☐ 卒業証明書	1ha以上	
★手数料（納付書）	☐ 領収書写し添付	納付書により納付	
規模／目的	自己居住用(単位:円)	自己業務用(単位:円)	その他用(単位:円)
0.1ha未満	☐ 8,600	☐ 13,000	☐ 86,000
0.1ha以上 0.3ha未満	☐ 22,000	☐ 30,000	☐ 130,000
0.3 0.6	☐ 43,000	☐ 65,000	☐ 190,000
0.6 1	☐ 86,000	☐ 120,000	☐ 260,000
1 3	☐ 130,000	☐ 200,000	☐ 390,000
3 6	☐ 170,000	☐ 270,000	☐ 510,000
6 10	☐ 220,000	☐ 340,000	☐ 660,000
10	☐ 300,000	☐ 480,000	☐ 870,000
変更許可申請手数料	☐ 設計変更は上記の1/10 ☐ 区域編入は上記の額 ☐ その他の変更は10,000円 手数料額（円）		

★審査等

1. 国及び県の許認可

確認日

1

/

2

/

3

/

29(審査)

許可権者	該当	通知日 (該当法令等)	備 考
国	☐ 無 令和 年 月 日 ☐ 有 ☐ 国有財産の払下げ ☐ 道路法 (占用、加工) ☐ 河川法 (占用、加工) ☐ () ☐ ()		
県	☐ 無 令和 年 月 日 ☐ 有 ☐ 国有財産の払下げ ☐ 道路法 (占用、加工) ☐ 河川法 (占用、加工) ☐ 雨水浸透阻害行為 ☐ () ☐ ()		
市	☐ 無 令和 年 月 日 ☐ 有 ☐ 国有財産の払下げ ☐ 道路法 (占用、加工) ☐ 河川法 (占用、加工) ☐ 公園 (占用、加工) ☐ 法定外公共物 (占用、加工) ☐ () ☐ ()		

2. 審査

項 目	審査対象	内 容
法第32条協議	☐ 対象 ☐ 対象外	☐ 協議内容の反映
境界確定	☐ 対象 ☐ 対象外	☐ 官民境界確定協議書添付
法第33条 第14号	☐ 対象 ☐ 対象外	☐ 財務省の抵当権削除 (登記簿差替)
法第33条 第12号	☐ 対象 ☐ 対象外	☐ 申請者の資力・信用申告書 ☐ 資金計画
法第33条 第13号	☐ 対象 ☐ 対象外	☐ 施行者の施行能力申告書
法第31条	☐ 対象 ☐ 対象外	☐ 設計者資格証明書
※その他の法第33条の基準は、法第32条協議で審査済		

3. 許可調整 (☐ 有 ☐ 無)

許可調整事項	許可調整日
☐ 農地転用	令和 年 月 日
☐ ()	令和 年 月 日
☐ ()	令和 年 月 日

★開発許可基準チェックシート

区 分	許 可 基 準	チェック	自居	自業	他	法(33	令	規 則	摘 要	関係課
1. 公共施設	1 開発区域の規模・形状及び周辺の状況、開発区域の土地の地形及び地盤の性質、予定建築物等の用途を勘案して、環境の保全上、火災の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置(分譲の平均区画面積は165㎡以上)	☐	—	○	○	2			①工区の設定は適切であること	開発指導室 都市政策課 建設整備課 用地・地籍調査 推進課 消防救急課 下水道工務課 水道維持課
	2 都市計画への適合性	☐	—	○	○	2				
1-1 道 路	1 開発区域内外の道路の機能の有効性	☐	—	○	○	2	25-1		県技術マニュアル 5. 6	建設整備課 用地・地籍調査 推進課
	2 敷地へ接する道路の幅員(区域内道路) ① 住宅地造成→6m ② 上記以外→9m以上 ③ 小区間で通行上支障がない場合→4m ④ 既存道路でその幅員4m以上の場合→通行の安全上、事業活動の効率上支障なしと認められる時	☐ ☐ ☐ ☐	—	○	○	2	25-2	20 2002		
	3 調整区域20ha以上→敷地から250m以内に幅員12m以上の道路	☐	—	○	○	2	25-3		3指導要綱 (幹線道路※住宅 5ha、非住宅 2. 5haから)	
	4 開発事業区域に接する既存道路 ① 原則9m(住宅目的のとき6. 5m以上) ② 津市開発技術基準第14 幅員4. 0m以上の公衆用道路 既設道路改修による確保(拡幅なし) 既設道路拡幅による確保(6. 0m以上)	☐ ☐ ☐ ☐	—	○	○	2	25-4			
	5 区域内幅員9m以上の道路は歩車道分離	☐	—	○	○	2	25-5	24-7	①指導要綱(アス ファルト舗装)	
	6 技術的細目 ① 安全、円滑な交通に支障のない道路 ② 適当な排水施設 ③ 縦断勾配→原則9%以下、やむを得ない小区間に限り12%以下 ④ 階段状でないこと(歩行者用は可) ⑤ 公共施設管理者が認める形状 (例外) 接統計画有りの場合、転回広場等有りの場合等通行上支障がない場合は可 ⑥ 歩道のない道路の平面交差→適当な長さの街角せん除 ⑦ 歩道は、工作物による分離	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	—	○	○	2	29	24-1 24-2 24-3 24-4 24-5 24-6 24-7	②市技術基準(原則6%以下) ⑦ユニバーサルデザイン条例 (歩道整備)	
1-2 公 園 ・緑 地 ・広 場	1 0. 3ha~5ha→3%以上の公園、緑地又は広場(住宅地以外で一敷地利用の場合は緑地)	☐	—	○	○	2	25-6		県技術マニュアル 10	建設整備課 用地・地籍調査 推進課
	2 5ha以上は、1箇所300㎡以上で3%以上の公園	☐	—	○	○	2	25-7	21-1	指導要綱 (計画 人口考慮) ・3. 5人×3㎡ (6㎡)×戸数 ・中高層は協議 (1戸6㎡)	
	3 5ha~20ha未満→1000㎡以上が1箇所以上	☐	—	○	○	2	25-7	21-2		
	4 20ha以上→1000㎡以上が2箇所以上	☐	—	○	○	2	25-7	21-2		
	5 技術的細目 ① 1000㎡以上の公園は、2以上の出入口 ② 交通量の多い所→へい等利用者の安全確保の措置 ③ 適正な形状及び勾配(平均勾配15°程度) ④ 適当な排水施設	☐ ☐ ☐ ☐	—	○	○	2	29	25-1 25-2 25-3 25-4	⑥ユニバーサルデザイン条例 (乗入口、園路幅 は120cm以上、 園路縦断勾配は4 %(8%)以下)	

★開発許可基準チェックシート

区 分	許 可 基 準	チェック	自居	自業	他	法(33	令	規 則	摘 要	関係課
1-3 排水施設	1 10年の降雨強度確率、附随排水、区域の状況を考慮して管渠の勾配及び断面(溢水等が生じない構造で施設配置)	☐	☐	☐	☐	3	26-1	22	県技術マニュアル 1. 2. 3	河川排水推進室 下水道工務課 農業基盤整備課 用地・地籍調査推進課
	2 区域外の排水施設、公共水域、海域への接続。能力により貯留施設	☐	☐	☐	☐	3	26-2			
	3 汚水は暗渠排水	☐	☐	☐	☐	3	26-3			
	4 住宅用20ha以上→終末処理施設(下水管渠への放流の場合を除く。)	☐	—	—	☐	3			指導要綱(2. 5ha又は戸数100戸以上の場合)	建築指導課 環境保全課
	5 技術的細目 ①堅固で耐久力のある構造 ②漏水を最小限度にする措置 ③公共の用に供するものは、維持管理上適正な位置 ④公共の用に供する暗渠の内のり幅は、20cm以上	☐ ☐ ☐ ☐	☐	☐	☐	3	29	26-1 26-2 26-3 26-4		河川排水推進室 下水道工務課 農業基盤整備課 用地・地籍調査推進課
	⑤柵、又はマンホールを設置(暗渠排水の場合) ・管渠の始まる箇所 ・流路の方向、勾配又は横断面の著しく変化する箇所 ・管渠の長さが、内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲において必要な箇所 ⑥柵又はマンホールには蓋を設置(汚水には密閉型)	☐ ☐ ☐ ☐	☐	☐	☐	3	29	26-5 26-6	④市技術基準 (污水管径最小100mm)	
	⑦柵又はマンホールの底には地表水対策として15cm以上の泥だめ、汚水対策として相当幅のバットを設置	☐	☐	☐	☐	3	29	26-7		
1-4 消防施設	消防法第20条第1項への適合	☐	—	☐	☐	2	25-8		市技術基準 一千㎡以上、10万㎡防火水槽	消防救急課
1-5 給水施設	需要に支障をきたさないような構造及び能力で配置	☐	—	☐	☐	4				水道維持課
2. 用途配分の適正化	1 用途地域、流通業務地区等へ適合(用途地域が定められていないときは建築基準法48条等への適合)	☐	☐	☐	☐	1イ ロ				都市政策課
	2 区域内建築物等の適正な配分	☐	☐	☐	☐	6				開発指導室
	3 地区計画の内容に即して設定	☐	☐	☐	☐	5				都市政策課
	4 住宅用20ha以上の開発行為について公益的施設用地の確保→教育、医療、交通、販売(周辺の状況により判断)	☐	—	—	☐	6	27		指導要綱(購買施設10ha)	開発指導室 教育総務課
3. 安全・防災措置 3-1 地盤、がけ	1 軟弱地盤、がけくずれ、出水のおそれ等→地盤改良、擁壁等排水施設の措置	☐							県技術マニュアル 7. 8. 9	開発指導室 建築指導課
	2 技術的細目 ① 軟弱地盤の場合地盤沈下・区域外隆起→土の置き換え、水抜き等の措置	☐					28-1			
	② がけが生じる場合には上端に続く地盤面→法面の侵食防止対策	☐	☐	☐	☐	7	28-2			
	③ 切土後にすべりやすい土質がある場合→くい打ち、土の置換等のすべり対策	☐					28-3			
	④ 盛り土をする場合30cm以下の層毎に閉め固め	☐					28-4			
	⑤ 傾斜地の盛土→すべり面対策として段切り等の措置	☐					28-5			
	⑥ がけ面の保護→擁壁、石張り、芝張り、モリ吹き付け等 ※擁壁→(・切土、切盛土により生じる2mを超えるがけ) (・盛土により1mを超えるがけ) ⑦ 切土、盛土において、地下水による崖崩れ、土砂流出のおそれがある場合→地下水の有効かつ適切に排出する排水施設の設置	☐					28-6 28-7	23 22-2		

★開発許可基準チェックシート

区 分	許 可 基 準	チェック	自居	自業	他	法(33	令	規 則	摘 要	関係課
(3-1) (地盤、 がけ)	3 擁壁に関する技術的細目 ① 構造→構造計算による安全の確認 ② 裏面排水の措置 ③ 高さが2m以上のがけ→建築基準法施行令第142条の 規定の準用	☐ ☐ ☐	○	○	○	7	28	23-1 27-1 27-1 27-2	県技術マニュアル 7. 8. 9	開発指導室 建築指導課
3-2 区域選定	4 危険地域を開発区域に含めないこと ① 災害危険区域(建築基準法第39条第1項) ② 地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項) ③ 土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条第1項) ④ 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防 止に関する法律)	☐ ☐ ☐	—	○	○	8	23の2			開発指導室
4. 環境保全	1ha以上の区域で適用される (※以下に該当する場合)	※	○	○	○	9 1 0	23の3 23の4			※ 開発指導室
4-1 表土保全 等	1 植物の育成の確保に必要な樹木の保存 ① 10m以上の健全な樹木、5m以上の樹木で300㎡以上 の集団については、公園、緑地等で保全を図る。 ② 区域の状況、開発目的等によっては、例外もあり 2 1mを超える切盛土が1,000㎡以上については、表土 の復元、客土、土壌改良(植栽の必要がない部分等を除く)	☐ ☐ ☐	○	○	○	9	28の2 -1 28の2 -2	23の2	県技術マニュアル 10	開発指導室 環境保全課
4-2 緩衝帯	1 騒音、振動等環境悪化のおそれのある予定建築物等の区域 界に沿った緩衝帯(開発規模→緩衝帯の幅員) 1ha~1.5ha→4m、1.5ha~5ha→5m、 5ha~15ha→10m、15ha~25ha→15m、 25ha以上→20m 2 周辺の状況(公園、緑地、河川等)によっては柔軟な対応 が可能	☐ ☐	○	○	○	1 0	28の3	23の3	県技術マニュアル 11 (工場、一特)	開発指導室 環境保全課
5. 輸送上の 見地から の立地条 件	道路、鉄道等による輸送の便等から支障のないこと (40ha以上)	☐	○	○	○	1 1	24			開発指導室 建設政策課 都市政策課
6. 施行能力	1 申請者に資力、信用があること 2 工事施行者に、完成する能力があること	※許可申 請時審査	—	※ ○	○	1 2 1 3	24の2 24の3		※自己業務用は 1ha以上の場合	開発指導室
7. 権利関係 の調整	区域内の土地、建物、工作物につき、開発行為の施行又は工事 実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ているこ と。	※32条 受付時に 審査済	○	○	○	1 4			※抵当権は32条 財務省所管は29 条時、別途審査	開発指導室
8. 他法令等	(1) 法第32条協議と同時に行う手続 □ ① ユニバーサルデザイン条例に基づく事前協議 (建築指導課、開発指導室等) (2) 法第32条協議での意見等の回答時までに手続 □ ①ア. 道路施行承認[占用許可]申請(用地地籍調査推進課) □ イ. 市水路占用(加工)許可願(同上) □ ウ. 境界確認申請(同上) □ エ. 国有財産使用加工に伴う意見書交付願(同上) □ オ. 法定外道路水路用途廃止に伴う意見書交付願(同上) □ カ. 畦畔払い下げ申請に伴う意見書交付願(同上) □ ② — 公園の加工申請(用地地籍調査推進課) (3) その他の手続、協議等 □ ① — 農地転用許可[届出](農業委員会) □ ② — 水道施設施工許可申請(水道維持課) □ ③ア. 三重県風致地区内行為許可申請(都市政策課) □ イ. 終末処理施設[51条](同上) □ ④ア. 駐車場法(交通政策課) □ イ. 公娉法(都市政策課) □ ウ. 都市計画施設等の区域内の建築許可申請(同上) □ ⑤ — 危険物施設の設置許可申請(消防本部予防課) □ ⑥ — ごみ集積所(環境事業課) □ ⑦ア. 終末処理施設届(環境保全課) □ イ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(同上) □ ウ. 公害関係法[騒音、振動、悪臭](同上) □ ⑧ — 文化財保護法(生涯学習課) □ ⑨ — 福祉施策(福祉政策課) □ ⑩ — 観光振興施策(観光振興課) □ ⑪ — 工業振興施策(経営支援課課) □ ⑫ — 商業振興施策[大店立地法等](商業振興労政課) □ ⑬ — 幹線道路整備等との調整(建設整備課) □ ⑭ — 水産施策[漁業法](水産振興室) □ ⑮ — 町・字界変更(総務課) □ ⑯ — 港湾施策(水産振興室) □ ⑰ — 市街地再開発(都市政策課)									

★建築等承認申請書チェックシート

項 目	必 要 図 書	提 出 部 数
申 請 書	☐ 未記入箇所の有無	☐ 本市の区域内は2部 ☐ 他の市町村にわたる場合は、あらかじめ確認してください。
添 付 書 類	☐ 位置図 ☐ 配置図（土地利用計画図） ☐ 予定建築物の平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図（必要な場合）	
公告前に建築等をしなければならない理由	☐ 公益的施設等を先行的に建築する場合 ☐ 公共施設に附帯する建築物を建築する場合 ☐ 調整池（現地貯留方式）の整備を伴う場合で先行的に建築物を建築する場合 ☐ 建築物の建築を宅地の造成と同時に行う場合で、これを切り離して施行することが不適当な場合 ☐ 既存の建築物等を開発区域に移転し改築する場合 ☐ 第2種特定工作物に係る開発行為に際して、開発行為と第2種工作物を一体的に行うことが合理的と認められる場合 ☐ その他（ ）	
手 数 料	☐ 5, 0 0 0 円	※納付書により納付

※印は、必要に応じて提出すること。

★建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書チェックシート

図 書 等 の 名 称	明 示 事 項	備 考
申 請 書	☐ 未記入箇所有無	☐ 正副 2 部
位 置 図	☐ 敷地の位置 ☐ 敷地から排出される雨水、汚水の放流系統	
地積図写し（公図）	☐ 区域赤枠 ☐ 赤道、青道明示	
地 番 表	☐ 3 筆以上ある場合	
土地登記簿謄本 （土地登記事項証明書）	☐ 権利者、地目、地積等を明らかにしたもの	
敷地求積図（縮尺1/100以上）	☐ 求積表	
敷地現況図 （土地利用図） （縮尺1/100以上）	☐ 敷地周辺の道路 ☐ 敷地の境界 ☐ 建築物の位置 ☐ がけ、擁壁の位置 ☐ 排水施設の位置、水の流れの方向、吐口の位置放流先名称	☐ 申請部分着色のこと ☐ 道路幅、側溝幅 ☐ 赤線着色 ☐ 構造、寸法を記入することと水の流れ
宅地の断面図 （縮尺1/200）	☐ 縦断、横断（現況図へ断面線を記入） ☐ 境界（赤色着色）	☐ 高低 2 辺以上（必要に応じて） 敷地勾配、道路との高低差、附近敷地との高低差記入のこと
断面図詳細図 （縮尺1/50）	☐ がけ、擁壁（勾配、保護の方法、種類、水抜穴の寸法及び間隔） ☐ 排水施設（形状、種類、各寸法）	☐ 高低差が生じる場合種類に応じて必要
建築平面図 （縮尺1/100以上）	☐ 平面図（各室の用途を記入）、各寸法 ☐ 立面図（改築、用途の変更にあつては従前の建築物の平面図も必要）	☐ 店舗等併用の場合は求積表とは別に店舗等部分の面積を求積をすること
法第 3 4 条各号証明書	☐ 県ハンドブック記載の必要な書類	※県ハンドブック4-2-3参照
その他の確認	☐ 農地転用との許可調整	
手 数 料	☐ 0. 1 ha未満 6, 9 0 0 円 ☐ 0. 1 ha以上0. 3 ha未満 1 8, 0 0 0 円 ☐ 0. 3 ha以上0. 6 ha未満 3 9, 0 0 0 円 ☐ 0. 6 ha以上1. 0 ha未満 6 9, 0 0 0 円 ☐ 1. 0 ha以上 9 7, 0 0 0 円	※納付書により納付

★地位承継届出書チェックシート

★地位承継承認申請書チェックシート

該当条文	☐ 44条（届出） ☐ 45条（承認申請）
------	---

項 目		必 要 図 書	提 出 部 数
申 請 書 （届出書）		☐ 未記入箇所のチェック	☐ 2部 ☐ 他の市町村にわたる場合はあらかじめ確認してください。
位 置 図		☐ 区域赤枠	
権 原 等 を 証 す る 書 面	☐ 44条関係	☐ 戸籍謄本（相続人がわかるもの） ☐ 同意書（申請人以外の相続人がある場合） ☐ 法人登記簿（被承継法人との関係がわかるもの）	
	☐ 45条関係	☐ 土地登記簿謄本 ☐ 同意書又は土地売買契約書の写し （所有権を取得していない場合） ☐ 同意書（所有権以外の権利がある場合） ☐ 被承継人の同意書（所有権を取得していない場合） ☐ その他、可とする場合 （ ）	
	その他用又は 1ha以上の自己業務用	☐ 資力・信用に関する申告書 ☐ 納税証明書（所得税又は法人税） ☐ 納税証明書（事業税） ☐ 法人登記簿（個人は住民票） ☐ 事業経歴書 ☐ 宅地建物取引業の免許の写し ☐ 貸借対照表 ☐ 損益計算書	
手数料	自己居住用又は 1ha未満の自己業務用	☐ 1,700円	＊納付書により納付
	1ha以上の自己業務用	☐ 2,700円	
	その他用	☐ 17,000円	

適合証明(規則第60条証明)

★都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書チェックシート

図 書 等 の 名 称	明 示 事 項	備 考
申 請 書	☐ 未記入箇所有無	※ ☐ 正副2部
位 置 図	☐ 敷地の位置 ☐ 敷地から排出される雨水汚水の放流系統	※ 都市計画図(道路入り)が望ましい。 53条に注意!
地積図写し(公図)	☐ 区域赤枠	
土地登記簿 (全部事項証明書)	☐ 権利者、地目、地積及びその履歴等を 明らかにしたもの	☐ 地目が農地の場合は、 転用を指導
敷地求積図	☐ 求積表	
敷地現況図 (土地利用図)	☐ 敷地周辺の道路 ☐ 敷地の境界(赤色着色) ☐ 建築物の位置 ☐ 排水施設の位置、水の流れの方向、 吐口の位置、放流先名称 ※ ☐ がけ、擁壁の位置	※ ☐ 道路幅、側溝幅 ※ 建基法上の道路か、 排水は支障なく放流 できるかを確認 ※ ☐ 構造、寸法、水の流れ
※ 宅地の断面図	☐ 縦断、横断(現況図へ断面線を記入) ☐ 境界(赤色着色)	☐ 造成のない場合は、 土地利用図に「現状 地盤どおり」と明示
建築平面図	☐ 平面図(各室の用途を記入)、各寸法 ※ ☐ 立面図(高さを記入)	
その他	既存建替 ☐ 建物評価証明(全部事項証明可) ☐ 建物写真(2方向以上) ☐ 土地写真(2方向以上) ☐ 既存建築物の除却等を明示 許可案件 ☐ 許可書等 適用除外 ☐ 農業従事者証明 ☐ 社会福祉施設適合証明 ☐ 免許、資格証明書など	
手数料	☐ 4,000円	*納付書により納付

※印は、必要に応じて提出すること。